

商品説明書

(2018年3月19日現在)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・自動とりまとめ定期預金 (愛称) SMBCダイレクト積立預金『りぼん(提携特典付き)』
2. 商品概要	<ul style="list-style-type: none"> ・この口座にお預け入れいただく1件ごとの定期預金(以下「個別定期」といいます)は、すべてあらかじめご指定いただいた日(とりまとめ日または目標日)を満期日とします。ただし、個別定期の預入日から最初に到来するとりまとめ日までの期間が1ヵ月未満の場合は、その次に到来するとりまとめ日を満期日とします。 なお、満期日が到来した個別定期は、契約時にご指定していただいた次の方法によりお取り扱いします。 <p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別定期の満期日は、預入日後の最初のとりまとめ日とします。預入後最初のとりまとめ日までの期間が1ヵ月に満たない場合は、その次のとりまとめ日を満期日とします。 ・満期日が到来した各個別定期は、元金ともとりまとめて合算し、次回とりまとめ日を満期日とする定期預金としてこの口座に預け入れます。 ・初回とりまとめ日は、口座開設日から1ヵ月以上5年以内の日を任意に指定することができます。初回とりまとめ日以降のとりまとめ日は、一定期間(3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年から選択)ごとに設定することができます。 <p>【目標日指定型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この口座は前記【一般型】の取扱に加え、この口座の契約期限として、口座開設日の3ヵ月後の応当日以後の任意の日を目標日として指定することができます。目標日の指定がある場合は、目標日にこの口座のすべての個別定期を自動的に解約し、元金とも指定入金口座に入金します(入金口座の指定がない場合等は、目標日以降はとりまとめ・継続等の取扱を停止します)。 ・とりまとめ日の指定がない場合には、口座開設日から3ヵ月以上5年以内の日を目標日として指定していただきます。 ・最終とりまとめ日から目標日までの期間が1ヵ月未満となる場合は、最終とりまとめ日ではとりまとめを行いません。この場合および最終とりまとめ以降のお預け入れは、目標日を個別定期(最終とりまとめ日にとりまとめられた個別預金を含みます)の満期日とします。 ・お預入日から目標日までの期間が1ヵ月未満の場合は、お預け入れできません。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・口座に預け入れられた個別定期について、払い戻しに関する期間の定め(満期日)があります。 ・なお、積立口座の契約期限(目標日)として、契約開始日の3ヵ月後の応当日以後の日を、任意に指定することができます。
4. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none"> ・SMBCダイレクトをご利用の個人のお客さま 本商品のお申込は、SMBCダイレクト(インターネット)のみに限定しております。店頭窓口でのお取扱はできません。 パスワードカードを発行しない、一部のお取引(残高・明細照会等)のみご利用可能なSMBCダイレクト ライトをご利用の場合は、りぼん(提携特典付き)のお取引はご利用いただけません。
5. お預入 (1) 口座開設 (2) お預入方法 (3) お預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設の申込受付は、SMBCダイレクト(インターネット)のみに限定します。 ・あらかじめ指定した日に、普通預金(SMBCダイレクトの申込代表口座に限り)からの口座振替によってスーパー定期または大口定期として預け入れることができます。また、SMBCダイレクト(インターネット)にて随時お預け入れできます。 ・口座振替の場合、振替指定日が銀行休業日の場合も振替指定日当日に振替を行います。 年6回まで増額月の指定可能 ・口座振替による預け入れ：1,000円以上1円単位 随時お預け入れ：1円以上1円単位
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・この口座に預け入れられた個別定期は、個別定期の満期日以後に、元金と利息を払い戻します。 ・目標日の指定がある場合は、目標日(入金口座の解約等により目標日以後となる場合があります)に一括して解約し、元金と利息をSMBCダイレクトの申込代表口座に入金します。 ・事前に、この口座に預け入れられた個別定期の満期日に、一定の金額または口座の残高全額を払い戻すように指定がある場合には、指定どりの手続により元金と利息を入金口座に入金します。なお、解約した元金と利息についてこの入金の手続の後に残額がある場合には、その残額をこの預金に預け入れます。

<p>7. 利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利息支払</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 課税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この口座に預け入れられるスーパー定期と大口定期については、そのお預入日・お預入金額・お預入日数に応じて、店頭表示の利率を適用します。 (注)それぞれの定期預金の満期日の定め方・金利については、窓口におたずねください。 ・各定期預金の満期日前の解約時、また、満期日を過ぎての解約時に適用される利率については、それぞれスーパー定期または大口定期の定めによります。 ・この口座に預け入れられた各定期預金の利息は、前記「払戻方法」にある指定口座への入金等により支払う以外は、この口座に定期預金として再び預け入れられます。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、利息を計算します。 ・個人のお客さま： 分離課税（国税15.315%および地方税5%、合計20.315%（ ））。 （ ）復興特別所得税が付加されております。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を店頭で行うことによりマル優（非課税）の取扱を受けることができます。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	
10. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象です。 預金保険については窓口までお問い合わせください。
11. 元本欠損リスクと要因	
12. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、スーパー定期・大口定期それぞれの中途解約利率を適用します。
13. 想定されるリスク	
<p>14. 特典商品と提携企業</p> <p>○特典商品の購入申込の制限</p> <p>○特典商品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、お客さまが口座開設時にあらかじめ選択した、当行が提携する企業（以下「提携企業」といいます）が提供する特典商品を、解約資金（1）または別途提携企業が定める金額のいずれか低い金額の範囲内で購入の申込を行うことができます。ただし、3ヵ月以上の積立（2）を行った場合に限りです。 （1）解約資金とは 目標日やとりまとめ日における満期自動解約または満期日前の解約、および自動受取機能による受取により解約日中にSMBCダイレクトの申込代表口座に入金された元利金の税引後の受取合計額をいいます。また特典商品の購入の申込を行う際、解約日もしくは、満期日の異なる日の解約資金を合算することはできません。 （2）3ヵ月以上の積立とは 当該解約資金の全部または一部に、3ヵ月以上前にお預け入れされたものが含まれている場合をいいます。 ・特典商品の購入の申込回数は、提携企業により制限を設けられる場合があります。 ・1つの口座につき、1つの特典商品を指定していただけます（1つの口座で複数の特典商品の指定、および特典商品を指定しない口座の開設はできません）。 ・口座開設時に選択した特典商品は、口座開設後に変更することはできません。 ・今後、やむを得ず特典商品等が変更・廃止等になる場合があります。 <p>以下の提携企業が提供する特典商品からご選択いただけます。</p> <p>[近畿日本ツーリスト株式会社] 解約資金で、同社が発行する旅行券購入のお申込が可能です。その際、旅行券にサービス額が1.5%上乘せされます。</p> <p>[フランスベッド販売株式会社] 解約資金で、同社が運営するオンラインショップ「フランスベッドショップ」で商品購入に使用できる電子ポイントの購入申込ができます。その際、電子ポイントの購入申込金額の20%分が特典として上乘せされます。</p> <p>特典商品に関する内容および留意点は、提携企業にお問い合わせください。特典商品等（特典商品の内容、サービス額の上乗せ率等）は今後変更、または廃止となる場合があります。また、やむを得ない場合等、特典商品が購入できない場合があります。</p>

<p>14. 特典商品と提携企業(つづき) ○特典商品の購入申込</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提携企業が定める金額以上の解約資金を受取後(3ヵ月以上の積立を行った場合に限り)、お客さまに特典商品の購入申込に関するご案内を送付します。お客さまは、当該ご案内の手続に従って、提携企業宛に特典商品の購入の申込を行ってください。その際、当行は、所定の方法により提携企業が特典商品を提供する際に必要なお客さまの情報を提携企業に通知することがあります。なお、購入申込は解約資金受取日の3ヵ月以内とします。 ・特典商品の購入代金は、お客さまからの口座振替依頼(口座開設時に契約)に基づきSMBCダイレクトの申込代表口座から引き落とします。口座引落しができない場合は、商品購入申込が取消となる場合があります。 ・特典商品によっては、最低申込金額、申込単位等が異なります。また解約資金が別途提携企業が定める金額に満たない場合は、特典商品の購入は行いません。
<p>15. 当行の契約する 指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱に関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>16. その他の説明事項 総合口座取引 通帳の発行 SMBCダイレクトの 利用停止時等の取扱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この口座を総合口座取引の担保として組み入れることはできません。 ・通帳不発行型 : この口座の通帳は発行いたしません。 ・SMBCダイレクトの利用停止をした場合、サービス利用口座からSMBCダイレクト積立預金『りぼん(提携特典付き)』の口座を解除した場合、または通帳を発行した場合等は、特典商品の購入ができなくなります。その場合、本商品は、「自動とりまとめ定期預金(愛称)特典付積立《りぼん》」として取り扱います。「自動とりまとめ定期預金(愛称)特典付積立《りぼん》」の詳細は、当行窓口等にご用意している「商品説明書」をご覧ください。